令 和 ８ 年 １ 月 ２ ８ 日
国　　土　　交　　通　　省
不動産・建設経済局建設業課

「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準について」の一部改正案に関する意見募集の結果について

国土交通省では、令和７年 10 月 31 日から令和７年 12 月１日まで、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準について」の一部改正案に関する意見の募集を行いましたところ、計４件のご意見をいただきました。

寄せられたご意見の概要とこれに対する考え方は以下のとおりです。

今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

（別紙）

主なご意見及び国土交通省の考え方

	主なご意見（概要）	国土交通省の考え方
1	・刑法の用語改定に伴う変更と見られるが、建設業法において現実の不正を防止できていない現状はどうなっているのか。	・建設業者の不正行為等に対する監督処分は、本基準に従い、当該不正行為等の内容・程度、社会的影響、情状等を総合的に勘案して行っております。引き続き法の規定が遵守されるよう不正行為等に対しては厳正に対処してまいります。
	・何度も不正発覚している建築会社が当たり前に政府や行政側からの任意指名を受けられないよう、任意指名の原則禁止、他段階下請けの禁止を規定すべきではないか。	・ご指摘の件は各公共工事発注機関の指名停止措置要領に関するものと認識しています。国土交通省においても、工事請負契約に係る指名停止等の措置要領を踏まえ、引き続き適切に対応することとなります。
2	近年の社会的事案を踏まえると、制度の透明性・公平性・予見可能性をさらに高める必要があるため、以下の制度運用を提案する。 1. 「著しく低い労務費」への懸念 ・「著しく低い」とされる基準の定量的な明示（例：地域別・業種別の最低労務費水準） ・元請・下請間の契約内容の透明化と、契約前の第三者確認制度の導入 ・処分履歴の公表と、再発防止策の義務化	１．著しく低いとされる考え方については、改定を予定している建設業法令遵守ガイドラインにおいて検討しているところです。 また、監督処分基準四③において、監督処分の内容については、速やかに公表することとするとしているほか、国土交通省のホームページに掲載している『ネガティブ情報等検索サイト』において、最近５か年分の指示処分、営業停止処分、許可取消などの行政処分情報等を公開しております。さらに、一般的には、指示処分をおいて再発防止の徹底を求めているところです。その他のご意見につきましては、今後の制度検討における参考とさせていただきます。
	2. ペーパーカンパニー問題と虚偽申請への対応 ・経営事項審査の監査制度の強化と、虚偽申請の早期発見体制の整備 ・入札参加資格の審査における実態調査の義務化 ・処分対象企業の情報公開と、自治体との連携による入札排除の徹底	２．経営事項審査の虚偽申請については、監督処分基準三２（３）①のとおり、厳正に対処しているところです。その他のご意見につきましては、今後の制度検討における参考とさせていただきます。

	3.　不法就労者を使う解体業者と社会保険未加入問題 ・処分の前段階として、加入支援・制度説明の機会を設けること（特に中小企業・外国人雇用事業者向け） ・保険未加入の継続に対する処分基準の明確化と、立入検査拒否への対応強化 ・技能実習制度との連携による情報共有と、違反事業者の早期特定	３．保険加入については、建設業許可の要件となっており、法令上加入が義務付けられている保険に加入していない建設業者は、適正に経営を行っているとはいえないため、許可を取得することができないなど、厳格な対応をとっているところです。また、現在は許可要件であり、許可を受けている建設業者は保険加入業者であることが前提となるため、監督処分基準三２（４）③ⅱについては、削除させていただきます。その他のご意見については、今後の制度検討における参考とさせていただきます。
	4.　合併・承継時の処分継承と再建支援の両立 ・「継続性・同一性」の判断基準の明確化（例：役員構成、営業実態、資本関係） ・処分履歴の引継ぎとともに、再建支援制度の整備（例：改善計画の提出による処分軽減） ・地域の建設業者団体との連携による、再発防止と信頼回復の支援体制	４．不正行為等の後、合併・承継があった場合に監督処分を行う際の営業の継続性・同一性については、個別の事情等を総合的に勘案して、事案ごとに判断するものとなります。その他のご意見については、今後の制度検討における参考とさせていただきます。
	5.　国民の不安と制度の透明化に向けた提案 ・処分履歴の公表制度の導入（企業名、処分内容、期間など） ・処分基準のガイドライン化と、事業者向け説明会の開催 ・通報制度の整備と、通報者保護の明記 ・地域住民や自治体との情報共有体制の構築	５．監督処分基準四③において、監督処分の内容については、速やかに公表することとするとしているほか、国土交通省のホームページに掲載している『ネガティブ情報等検索サイト』において、最近５か年分の指示処分、営業停止処分、許可取消などの行政処分情報等を公開しております。また、建設業者を対象とした建設業取引の適正化に関する講習会・研修会等を開催し、建設業法令遵守ガイドライン等の周知啓発を図っているほか、『駆け込みホットライン』など建設業法の違反を受け付ける通報窓口を整備しており、通報者に不利益が生じることのないよう努めております。
３	マンションの理事会や修繕委員会に「なりすまし」と称して入り込み、粗雑な工事を行う悪質な業者が存在すると聞いているが、このような不正業者を徹底的に排除する仕組みを強化することが必要ではないか。また、住民の大切な財産である修繕積立金が不正業者によって棄損されない	建設業者が建設工事の請負契約に関して不誠実な行為等を行った場合は、現在の監督処分基準においても具体的基準をお示ししているところであり、例えば粗雑工事等による重大な瑕疵を生じさせた場合など１５日以上の営業停止処分を行うこととされております。

	よう国土交通省が主導して厳格な監督処分を実施し信頼できる業者のみが市場に残る仕組みの構築や、適正な施工と管理を確保するための法令遵守体制を強化してほしい。	適正な施工等が確保されるよう、引き続き法令遵守の徹底に努めてまいります。
4	令和6年4月1日から時間外労働の上限規制が建設業にも適用されることなり、違反した場合、罰金刑を科せられることになったが、代表取締役が、労働基準法第32条第1項、第2項に違反し罰金刑に処された時は、3日以上の営業停止処分となるのか。	監督処分基準三２（４）②ⅱでお示ししているとおり、労働基準法違反については、役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととしております。